



Title	<文献紹介>ポーユン・スー著『討議理論から見た人権の根拠付け：カール＝オットー・アーペル、ユルゲン・ハーバーマス、ロバート・アレクシーに関する考察』 Su, Po-Jung, Die Begründung der Menschenrechte aus Sicht der Diskurstheorie : Eine Untersuchung zu Karl-Otto Apel, Jürgen Habermas und Robert Alexy, Baden-Baden : Nomos, 2024.
Author(s)	森島, 淳貴
Citation	メタフシカ. 2025, 56, p. 69-74
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/103875
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

《文献紹介》

ポーユン・スー著

『討議理論から見た人権の根拠付け：カール＝オットー・アーペル、ユルゲン・ハーバーマス、ロバート・アレクシーに関する考察』

Su, Po-Jung, *Die Begründung der Menschenrechte aus Sicht der Diskurstheorie: Eine Untersuchung zu Karl-Otto Apel, Jürgen Habermas und Robert Alexy*, Baden-Baden: Nomos, 2024.

森島淳貴

はじめに

「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という文言に現代において真っ向から反対する者は殆どいない。他方で、人権という概念について政治的にも学問的にも未だ共通の見解がないということを否定する者も殆どいないだろう。つまり、人権は世界的に広く支持を受けているにもかかわらず、その内容について統一的な見解を未だ持っていないのである。

現代における多くの人権論と同様に、本稿が紹介する表題の著作（以下、本書）¹もまた、人権をめぐるこのアンビバレントな状況を議論の出発点に据えている。本書は、こうした人権の解釈をめぐる不透明性を払拭するため、アーペル（1922-2017）、ハーバーマス（1929-）、アレクシー（1945-）が各々展開した討議理論を〈人権の根拠付け〉という観点から再構成し、それらを批判的に検討している。本稿は、本書の全体像を紹介することを目的とし、ポーユン・スー（以下、著者）自身が提供している要約および結論部に依拠する形で本書の議論をまとめる。

1. 本書の問いと構成

本書は、人権に確固たる基礎を与える有力な候補として、討議理論を挙げる。討議理論が自ら主張するところによれば、——道徳規範としてであれ、実定法としてであれ——人権の妥当は討

¹ 本書は、2022/23 冬学期にドイツのハイデルベルク大学法学部に受理された博士論文である。

議に基づいている。つまり、討議の実行こそが人権の内容だけでなく、その貫徹およびそのために必要とされる諸制度の基盤となるという訳である。本書の主要課題となるのは、「討議理論が掲げるこの主張が実際に認証されうるのか」(14) という問いに解答することである。討議理論の代表的論者であるアーペル、ハーバーマス、アレクシーの道德論および法論を対象に、この問いが検討される。

本書の論立ては以下の通りである。まず A 章では、検討の対象とする討議理論の基礎的な理解が提示される。続く B 章においては、道德に関する討議理論に焦点が当てられる。I 節にて、人権を道德規範として根拠付けようとする討議倫理の試みが整理され、II 節にてこの試みが批判的に検討される。いくつかの批判が、討議倫理家たちによっても受け入れられていることを確認しつつ、C 章においては、討議倫理の弱点を補う試みとして、法に関する討議理論に焦点が当たる。論証行為 [Argumentation] の普遍化可能性をいかに根拠付けるかについて、アーペル、ハーバーマス、アレクシーの三者は異なる道德論を展開していたため、道德論の欠点を補う形で導入される法論も三者間で異なる様相を見せることになる。それ故、I 節では、三者それぞれの法論が別々にまとめ上げられる。とはいえ、人権の内容とその妥当が実定法という形で確立されるという言い分は三者に共通している。II 節では、三者によって展開された法に関する討議理論が批判的に検討される。最後の結論部において、これまで行われてきた批判的検討による成果が総括される。

2. 道德に関する討議理論の批判的検討

ある言表の合理性は正当化の手続きに起因する、という A 章で示される討議理論の基本的な認識に基づいて、アーペル、ハーバーマス、アレクシーはその道德論において人権を道德的な権利として根拠付けようとするのだという (B.I.)。討議理論の見解に従えば、ある規範が普遍的妥当性を有するのは、その規範の妥当要求が討議によって認証される場合である。つまり、討議倫理の見地に立つのであれば、人権が掲げる妥当要求が討議によって認証されて初めて、人権は根拠付けられていると言いうる。

しかしながら、こうした討議倫理の見解には説明を要する数多の問題が残されているのだという (B.II.)。究極的根拠付けの問題 (II.1.)、論証の前提に関する根拠付けの問題 (II.2.)、討議における合意形成の問題 (II.3.)、適用の問題 (II.4.)、人格的アイデンティティーの問題 (II.5.) といった具合に、討議倫理の問題点が立て続けに指摘される。こうした諸々の批判の詳細はさておき、要するに「討議倫理が初手から事実性の側面を蔑ろにしており、その結果、規範的な妥当要求がなぜ、何によって、どこで、誰によって現実化されなければならないのかという問いに対して単にそれっぽくしか答えられない」(80) ということこそが道德に関する討議理論の欠点であるのだという。それ故、「道德的権利としての人権も、討議倫理においては相対化され中身がなく適用不可能なものとして示されることになる」(221)。ヴェルマーに依拠しながら著者が強調

するのは、道徳に関する現実問題は「特殊と普遍の媒介の問題から初めて」² 始まるということである。

3. 法の討議理論に関する批判的検討

道徳の討議理論が事実的な側面を考慮に入れていないという B 章での批判を受けて、C 章 I では、三人の討議理論家がその法論において、いかに事実的な問題に取り組んでいるのかについて検討されている。とはいえ、三者はそれぞれ独自の出発点に応じて、事実性と妥当との間の関係性³ について異なる理論を展開しているのだという。アーベルは、事実性と妥当との間の弁証法的運動において将来的に理性が現実化されることを期待するのに対し、ハーバーマースとアレクシーは理性を事実的な規範的諸制度に委ねる。しかし、C 章 II にて、詰まるところ三者ともそれぞれ異なる困難に陥るとことが示される。

まず、アーベルに対しては、「理想的コミュニケーション共同体が経験世界において決して到達され得ない故に、アーベルの理論において人権は道徳的権利としても実定法としても思考の内に留まる」(221) ことが批判される。先の討議倫理に対する批判と同じく、「アーベルが論証行為の事実的側面を真剣に考慮していない」ことが最大の難点であるとしながら、「アーベルの討議倫理は天上に留まり、現実への接点を欠いているために、具体的な道徳的・法的規範を根拠付けることはできない」と結論づけている (125-126)。

アーベルとは違ってハーバーマースとアレクシーは確かに、経験世界において人権を実定法として根拠付ける方途を示しているのだという。しかしながら、ハーバーマースもアレクシーもその代わりに「人権が実定法として具体的な普遍的道徳規範から内容的に切り離されてしまう」(222) という代償を支払うことになる。つまり、(多数決に基づく決定など) 実定法を制定する際の民主主義的なプロセスには、現実的な妥協や打算が入り込まざるを得ないが故に、実定法はあらゆる当事者にとって普遍的に妥当する道徳規範からは区別されることになる。したがって、実定法としての人権は、厳密には討議原理 (注 3 参照) に基づいて根拠付けられている訳ではないということになってしまう。

「権威的な法の性質から独立した具体的な普遍的道徳規範を [...] 民主的法治国家において見いだすことの困難」(222) とも言い換えられる上述の問題は、二つの節——「市民社会の問題」(II.2.d.) および「憲法裁判とラートブルフの公式」(II.3.b.) ——にて主題的に検討される。この

² Wellmer, Albrecht, *Ethik und Dialog: Elemente des moralischen Urteils bei Kant und in der Diskursethik*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1986, S. 123.

³ 事実性と妥当 [Faktizität und Geltung] の関係性については論者によって様々ではあるが、ここでは事実性アプリアリ [Faktizitätsapriori] と討議アプリアリ [Diskursapriori] の関係性と言い換えてよさそうである。「事実性アプリアリ」とは「論証を行う者は誰であれ社会・文化的に制約され限定された現実のコミュニケーション共同体に所属することになるということ」を、「討議アプリアリ」とは「限定されない理想的なコミュニケーション共同体という反事実的な想定」を意味する (83)。討議理論家が依拠する討議原理 [Diskursprinzip] に従えば、「実践的討議の参加者としてあらゆる当事者が同意する (あるいは同意しうる) 規範だけが妥当を要求できる」(34) のであるから、規範が妥当するために (原理的には) あらゆる当事者を包括するような理想的な状況が想定されていなくてはならない。これが、討議アプリアリの示すところであるが、とはいえ現実の討議は常に限定的であらざるを得ないという事実も当然無視できない。このような事実性と妥当の間の関係性がここで主題化されている。

困難を克服するためにハーバーマスは、彼によれば具体的な道德規範を表わすとされる新たな概念を導入する。ハーバーマスが導入した三つの概念——「共通の憤慨[gemeinsame Entrüstung]」「類倫理[Gattungsethik]」「寛容[Toleranz]」——についてはそれぞれ、「国際法の問題」(II.2.e.)、「優生学の問題」(II.2.f.)、「宗教の問題」(II.2.g.)と題された節にて追加の検討が成される。しかし、これらの試みは「最終的に討議倫理および討議理論における彼の基本的な思想を破壊してしまう」(222)として批判される。

三人の討議理論家による法論を批判的に検討した上で著者は、「法に関する討議理論にて取り組まれた事実性アプリアリ〔注3参照〕との対峙は、特殊と普遍の媒介には至っておらず、むしろ逆に、討議理論家たちによって主張される妥当と同じく彼らが前提とする事実性との間の媒介不可能性を際立たせている」(222)と指摘する。法に関する討議理論は確かに討議倫理によって引き起こされたいくつかの問題を解決する。しかしながら、これに際して討議理論家は、「事実性と妥当との間には橋が存在しない」(222)ということを受け入れざるを得ないのだという。抽象的な討議規則が経験世界において十分に制度化されることはない。むしろ、事実性こそが討議規則の内容を決定するのであり、「この意味で〔事実性と妥当との間の〕弁証法的な運動は成立し得ない」(222)。著者曰く、このことをニクラス・ルーマンが以下に引用する箇所で正確に言い当てているのだという。

啓蒙の弁証法を反省することを含めて、結局のところ弁証法的な逃げ道も塞がれている。というのも、ハーバーマスのように原理的にポスト形而上学的に思考するのであれば、そのときポスト弁証法的に思考していることにもなるからだ。対立が止揚されうるような統一は存在しない。存在するのは——いかなる形式においてであれ——ただ差異それ自体である。⁴

このように著者は、事実性と妥当の弁証法的連関を認めない。したがって、著者に言わせれば「真とみなすこと[Fürwahrhalten]と真理性、合意と道德的客観性、そして正当化と正当性との間にはいかなる必然的な連関も成立しない」(223)。討議理論においては、真理性や正当性は討議によって初めて明らかになる。したがって、何が真であり正当であるかは、当然のことではあるが、初めから明確である訳ではない。しかし、そうであるならば、「真理性要求や正当性要求の合理性が正当化に起因するということはいかにして知られ得るのかという疑問が生じる」(223)。仮に、正当化が合理性に結び付けられ得るのだとしても、その場合すでに何が真であり正当であるのかについての知——すなわち「正当化そのものが真であり正当である」(223)という知——を私たちがすでに獲得していることになってしまう。著者に従うなら、いずれにしても〈正当化によって真理性や正当性に至り得る〉とする討議理論の見解を採用する根拠がないということになるだろう。

⁴ Luhman, Niklas, „Quod omnes tangit...Anmerkungen zur Rechtstheorie von Jürgen Habermas,“ *Rechtshistorisches Journal* 12, 1993, S. 36-56.

4. 本書の結論

以上の批判的検討から推測されるように、討議理論が人権の根拠付けに成功しているのか、という問いに対する本書の解答は否定的なものである。「人権の内容と妥当を道徳的権利として、また実定法として根拠付けようとする討議理論の野心的な試みは結局のところ失敗していると見なさざるを得ない」(223-224)。事実性と妥当との間に決定的な亀裂を見る著者にとっては、人権にせよ他の道徳規範や法規範にせよ、その正当性が現実の討議における正当化によってもたらされるとする討議理論の見解は説得力を失う。したがって、人権を討議による正当化によって根拠付けようとする討議理論の試みはいつまで経っても成功することはないとの結論が導かれる訳である。

とはいえ、以上の検討により討議理論そのものが否定されると本書が結論づけている訳ではない。著者自身が認めているように、本書がいかに関し討議理論を批判的に検証するものであったとしても、討議理論の見地からすれば、提起された反論はすべて最終的には討議理論を支持する結果とならざるを得ない。討議理論の主張を論拠立てて批判するという本書の試みは、遂行的に討議理論の枠組みに収まってしまうのである。そして、批判の矛先となった討議理論家たちもまた、批判に対する反応として最終的には討議という出発点に立ち戻らなければならない。こう論じた上で、本書は次の難解な文によって締め括られる。

もし本研究において提起された批判が再び「討議」の中で止揚されてしまうのだとしたら、そのとき私たちが遭遇することになる次なる哲学的パラダイムはもはや、ポストナショナル的、ポスト世俗的、ポスト形而上学的な時代ではなく、むしろポスト討議的な [postdiskursiv] 時代である可能性がある。その時代においては、討議の機能は退けられる [zurückgewiesen] のではなくて、むしろ止揚されるのである。(224)

*

*

*

本稿では、著者自身によって示されている要約と結論部を頼りに本書の概要を説明してきた。とはいえ、難解かつ多岐に渡る本書の論証を本稿にてすべて消化しきれた訳ではない。最後に、本書の読み手として、いくつかの疑問点を指摘しておきたい。

まず、本稿3節にて示された事実性と妥当との間の隔絶について。確かに、討議理論の見地に立つのだとすれば、事実的な討議をいくら繰り返したところで原理的な意味で妥当性を持つ規範にはいつまで経っても辿り着かない——すなわち「事実性と妥当との間には橋が存在しない」———とすることはできるだろう。しかしだからといって、事実性と妥当の間には「弁証法的な運動は成立し得ない」とまで言い切れるだろうか。これに続けて著者は、真理性や正当性と正当化の手続きとの間にも必然的な連関はないと主張しているが、果たしてそうだろうか。

次に、本稿4節の最後に引用した箇所について。本書の取り組みを締め括る最後の一文ということで、その重要性を鑑み、丸ごと翻訳しておいたのだが、その内実については謎が多い。本書が繰り返した批判が結局のところ「討議」を成す要素として回収されるということは理解できる

としても、〈討議の中でその批判が止揚されるときにはポスト討議的な時代が訪れる可能性がある〉と主張する意図がよく分からない。そもそも「止揚」という言葉がどのような意味で用いられているのか理解しがたい。それ故、ポスト討議的な時代において「討議の機能は退けられるのではなくて、むしろ止揚される」という最後の一文も不明瞭であるように思われる。

最後に、本書の取り組みとその目的との間にあるギャップについて。本書はタイトルにもある通り、討議理論における人権の根拠付け問題を取り扱うことを目的としている。しかしながら、本稿での要約からも明らかであろう通り、本書の批判的検討は専ら討議倫理ないし討議理論そのものを対象としている。つまり、本書が展開した批判的検討は、何も人権に限らず、道德規範ないし法規範一般に対して当てはまるものなのである。それ故、本書が示しているのは、討議理論が——人権に限らず——道德ないし法規範一般の根拠付けに失敗しているということである。もちろん、人権も規範の一種であるから、討議理論が規範一般の根拠付けに失敗していることを示せば、そのとき同時に、討議理論が人権の根拠付けにも失敗しているということを示していることになる。したがって、論証として問題がある訳ではないのだが、しかし本書がその目的を人権の根拠付けに限定する必要はなかったように思われる。そのため、「討議理論から見た人権の根拠付け」というタイトルから討議理論における人権論が主題的に論じられることを期待していた読み手は、その期待をやや裏切られてしまうかもしれない。とはいえ、すでに膨大な文献を抱える討議理論の軌跡に筋道を立て、それを詳細かつ批判的に検証する本書の取り組みは、討議理論を基に人権論を展開しようとする者にとっての適切な指南書となるはずである。

(もりしまあつき 哲学哲学史・博士前期課程)